

事務局報告事項

1 情報提供の範囲等に係る町顧問弁護士の見解について

(1) 議会における質疑等について

議会の会議（本会議）は公開を原則としており、議事録についても積極的に公開を行っており、議事録の中から当該箇所を抽出し提供することは何ら差し支えない。

(2) 要望・陳情に関して（町長、事務局に対するもの）

基本的に、広陵町情報公開条例（平成12年12月広陵町条例第7号）の範囲内を基本として、検討委員会の審議に関する内容である場合は、その公益性に照らして団体、個人を問わず情報を提供することは差し支えない。

ただし、個人名の取り扱いに関しては、積極的に公表することが想定されていないものについては、公表しないことが適当と解される。

2 令和3年第3回広陵町議会定例会について

(1) 一般質問（坂口友良議員）

ア 一般質問の題名

中央公民館建替え工事予算取りの状況はどうか

イ 質問内容

委員会も傍聴させてもらったが、来年には答申も出ると聞いた。答申だけでなく、実施に向けたしっかりと予算付けも大切である。

町民からは箸尾準工に負けないような予算をと期待されている。

社会教育部門は、人生100年生涯学習の重要部門であるので、当局の奮闘を願いたいと思う。

(2) 一般質問（谷禎一議員）

ア 一般質問の題名

学校施設の民間開放 この機会に検討を

イ 質問内容

以前から学校施設の民間開放について質問してきましたが、先日、中央公民館建て替え等の勉強会で、講師の方が「公民館の利用者は自分たちの活動できる環境が欲しいので建物について固執しているわけではない」という趣旨の発言を私の妄想としたうえで各小学校などの学校施設を利用することを説明されました。教育長は講義が始まる前に退席されたと思いますが、教育長の考え方は。

※ 一般質問とは

議会定例会の際に、議員が町行政全般にわたって、町長などの執行機関に対し、事務の執行状況や将来に対する方針などについて質問したり、あるいは報告や説明を求めたりすることをいう。

※ おことわり

議会議事録がまだ公開されていないため、議会の質疑のあった概要のみの報告となっています。

議事録が公開され次第、当該箇所の議事録を提供いたします。

【参照条文】

○広陵町情報公開条例（平成12年12月広陵町条例第7号）

（情報の公開義務）

第10条 実施機関は、次の各号に掲げる情報を除き情報を公開しなければならない。

- (1) 法令及び他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないとされている情報及び法令の規定に基づいて公開しないように指示のあった情報
 - (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、ただし、次に図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の情報をいう。）により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により何人でも閲覧できるとされている情報
 - イ 公表することを目的として実施機関が保有している情報
 - ウ 法令等の規定により行われた、許可、認可、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が保有している情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの
 - エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）独立行政法人等（独立行政法人法等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職名及び当該職務の内容に係る部分
 - (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から、人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から、人の財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの
 - (4) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の町民生活の安全に支障が生ずるおそれがある情報
 - (5) 本町と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又はこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）との間における依頼、協議等により行う事務に関して保有した情報であって、公開することにより、本町と国等との信頼関係又は協力関係を損なわれると認められるもの
 - (6) 実施機関（町長、水道事業管理者を除く。）、執行機関の附属機関その他これらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報であって、公開することにより合議制機関等の公正かつ円滑な運営が損なわれるおそれのあるもの
 - (7) 実施機関の内部、実施機関相互の間又は本町と国等との間における審議、協議、検討、調査、研究等の意思形成過程に係る情報であって、公開することにより、公正かつ円滑な意思形成に支障を生ずるおそれのあるもの
- (3) 実施機関が行う許可、認可、試験、入札、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、それらの事業の公正かつ適切な執行を妨げるおそれがあるもの